

第4回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年10月30日（月曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	12番 増井 道宏
13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 井村 美江
17番 森 博之	18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣	

(農業委員の欠席者)

欠席者なし

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑田 文丸	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光
6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守	8区 手塚 博
9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

9区 吉積 幸二 10区 里村 雅博

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第4号「非農地証明願について」

議案外

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第4回総会を開催いたします。
議事に入る前に議事録署名者に、5番金西章委員、13番服部雅基委員をご指名いたします。よろしくお願いたします。

在任委員の全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計面積849㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は、相続により農地を取得したものの管理に困っており、農地を手放すことを検討していたところ、譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越 委員

坂野の船越です。現地確認をしたところ、別にこれといった問題もなく、譲受人もそのまま耕作を続けてくれるものだと思っています。何ら心配はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

畑1筆、260㎡、転用目的は宅地でございます。

使用貸人〇〇は使用借人の〇〇の父であり、共同申請人とは夫婦であります。

使用借人は、現在、〇〇に居住している夫婦であります。使用貸人は農業を営んでいますが、高齢となり作業の負担が大きくなっています。それを心配した使用借人が両親の近くで住み、農作業や生活においても支えていきたいと考えたところ、父である使用貸人の土地に住居を建設する計画がまとまったことから、この度の5条申請に至りました。

申請地は小松島市立〇〇小学校より西へ約300メートルに位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、農用地区域にはない場所に存在していることから除外は不要であります。

農地区分は、県道〇〇号〇〇線と裏山に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地であり2種農地と判断されます。2種農地は申請人がここに代わる土地がない場合に限り転用は可能であります。

地元土地改良区である〇〇土地改良区より申請地は管理、管轄する土地でないことを示す証明書が提出されており、賃借権、使用貸借権なども設定されていないことから、転用行為の妨げになる権利を有する者もございません。

居宅を建設するために必要な資力については、自己資金及び金融機関からの融資で行うとのことで、残高証明書等が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無について、でございますが、南東側の進入路となる部分だけが市道に面している以外は使用貸人の所有地に囲まれていることから他者へ迷惑をかけることはありませんが、工事の施工については周辺に迷惑をかけないよう最善の注意を払うとのことです。

雑排水については合併浄化槽を介して県道沿いの排水路に放流することとしていますが、その水路は、地元協議会等による管理が行われている水路ではなく、管理者である小松島市と放流について協議が成立しているとのことです。また、万が一排水関係において第三者から異議等があった場合は責任をもって対処する誓約書が提出されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、

整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の増井委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

12番 増井委員

榑淵町の増井です。現地確認をいたしました。申請地の周りは、使用貸人のみかん畑ですとか、家庭菜園とかの畑になっていて、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は28件、65筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。
以上で議案第3号を終了いたします。
引き続き、議案第4号「非農地証明願について」事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の10ページをお開きください。
議案第4号「非農地証明願について」、届出件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について、説明させていただきます。
田1筆、面積383㎡、宅地としての非農地証明願になります。
公図によりますと、申請地は〇〇、〇〇、〇〇の3筆の筆界が未定であることから、場所の特定ができない状況でございます。このことから、〇〇、383㎡、〇〇、182.05㎡、〇〇、173㎡の合計738.05㎡の内のどこかに〇〇が存在していることとなります。また、〇〇及び〇〇は登記地目が宅地であり、〇〇のみ農地であることから、この度、〇〇を宅地とし、合筆したうえで全てを宅地とする計画を立てたことから、この度の非農地証明願が提出されました。
筆界未定地の敷地内にある鉄筋コンクリート造り陸屋根2階建ての家屋は、昭和40年に新築されたと登記簿に記載されており、倉庫についても平成14年5月21日付けの国土地理院の航空写真において、存在が確認されています。
このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。
なお、地区担当である豊田委員、宮田委員、塚井委員には事前に現地をご確認いただいております。
以上のことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。
以上です。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

8番 豊田委員

田野町の豊田です。現地確認をしてきましたが、何も問題ないと思いました。よろしくお願いたします。

議長（青木会長）

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第4号の審議を終了いたします。
以上で議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き議案外に移ります。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 使用貸借権にかかる合意解約について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の11ページ及び12ページをお開きください。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数8件、11筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。
なお、農地法18条の規定が適用されますのは、賃貸借契約のみとなります。

事務局（次長）

続きまして、議案書の13ページをお開きください。
報告第2号「使用貸借権にかかる合意解約について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、使用貸人、使用借人、申請内容、合意解約日を朗読

使用貸借契約につきましては、法令上、解約の規定がないのですが、農地台帳の整理やトラブルを避けるためなどの理由から、農業委員会に合意解約の届出をしていただいております。

使用貸人、使用借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として合意解約申出書に双方の記名・押印がされ、提出されております。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いいたします。

総会終了 午後1時48分

会議録署名委員

5番 金西 章 委員

13番 服部 雅基 委員